

◆緊急告知◆ 地熱掘削ガイドライン案・パブリックコメント公募

**地熱開発側が全掌握する「開発データ」⇒不許可の
変化分量、明記不可欠～掘削申請データの不正見抜
く十全な温泉実態調査・第三者検証が絶対条件**

日本秘湯の宿

国の温泉資源
保護の中身とは？

**福島原発事故のツケで急加速
国の地熱発電促進政策
「温泉行政の無策」が温泉存続を脅かす**

地熱開発
を考える
シリーズ

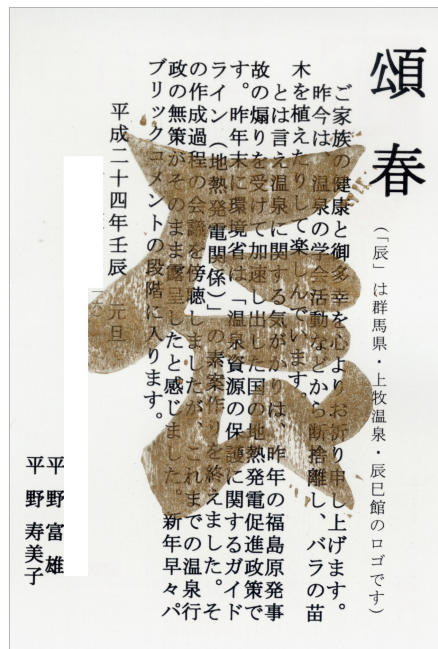
■～温泉と地熱開発～■ 第5回

平野富雄（理学博士）



平野先生の
温泉三昧

～地熱発電編ガイドライン案の問題点～
温泉への影響検証は？温泉保全の現実機能は？



1. 環境省で進む「地熱発電」ガイドライン
策定…迫る全国開発
遅くなりましたが、改めて明けておめでとうを申し上げます。ところで、私は今年の年賀状を次の文章に重ねて、版木に刻んだ「辰」を金色で刷り込んで仕上げまし

た。年賀状には、これまで共に温泉と係わってき

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（案）

2011年12月

た友人達が、本年3月末の平成23年度内に作成を終える予定の「地熱発電関係の温泉資源の保護に関するガイドライン」に、多少でも関心を持つてくれることを願う私の気持ちを含めたつもりである。

頃春
ご家族の健康と御多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨今は、温泉の学会活動などから断捨離し、バラの苗木を植えたりして楽しんでいきます。とは言え温泉に関する気がかりは、昨年の福

島原発事故の煽りを受けて加速し出した国の地熱発電促進政策です。昨年末に環境省は「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の素案作りを終えました。その作成過程の会議を傍聴しましたが、これまでの温泉行政の無策がそのまま露呈したと感じました。新年早々パブリックコメントの段階に入ります。

実は賀状の下書きでは、私の環境省・温泉担当に向けた批難はもっと激しかった。が、それでは正

昨年12月26日に開かれた温泉小委員会資料（地熱発電編のガイドライン（案）表紙）。環境省自然環境局が急遽、新設した2つの検討会の委員が協議し修正・削除・加筆などを重ねまとめられた。

月気分になさぐわないと考え直し、急ぎこむ気持ちで「無策」の二文字に納めて仕上げたのだった。

しかし、これまでの環境省・温泉担当の無策ぶりをいくら批判しても、この原稿が秘湯の会報に載り会員の目に触れる頃には、残念だがガイドライン(案)はパブリックコメントの手続きも終わり、最後の仕上げを経て発表間近の段階になっているだろう。

2. 地熱発電の早期化 掘削ガイドラインの 策定急ぐ政府

ガイドライン策定の経緯を見ると、環境省・温泉担当の自発的な発案では決まっていらない。そもそもその発端は平成22

年3月11日の政府の行政刷新会議での規制・制度改革に関する分科会での検討の結果を受けて、同年6月18日に「規制・制度改革に係わる対処方針」が閣議決定されたことだという。その方針の一つに地熱発電の設置許

可の早期化・柔軟化が含まれ、地熱発電の開発のための温泉掘削等に関し、「温泉法における掘削許可の判断基準の考え方」を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知することになったという。

同年9月10日には、財源を使わない景気対策として、既定の改革の実施時期の前倒しが閣議決定され、前記の「掘削許可の判断基準の考え方」を策定したガイドラインの運用の用途は「平成23年度中」と決められたのである。

以上の経過を経て本ガイドライン

**国主導の地熱開発促進
行政刷新会議 規制・制度
制度改革に関する分科会**

地熱発電の許可の早期化、閣議決定 温泉法の掘削許可の判断基準 3月ガイドライン通達…導入実効へ

イドライン作成過程に注目し、真摯に取り組む義務があると思ったのである。

3. 「ガイドライン案」 意見公募…温泉保護 行政が決定づける… 自然・温泉の末路

前回の(平成21年度版)温泉編のガイドライン作成(※注1)の手順に従えば、今年(平成24年)1月中旬に「案」に対するパブリックコメントが手続きに基づいて募集され、

年度末の3月にはガイドラインが都道府県に通達されるはずである。しかし、一般の意見を募集するパブリックコメントは、ほとんど手続上の単なる作業の一つとして実施されると思えない。温泉編の際は私もコメント

を寄せて参加したが、当局に都合の悪いと思われる事項はことごとく退けられ、「案」が修正され改まることはほとんど無かったと記憶する。だからパブリックコメントに基づいて「案」が大きく変更されることなど、よほどの誤りを見いだして指摘しない限り絶対にならう。温泉編に寄せられた意見を見た限りの印象で言えば、温泉関係者よりむしろ地熱開発関係者等がコメントの応募

をきいたす事態になりかねない。この私の想像が間違いであって欲しいと願うが、現実になる日が来ないと断言できる確たる保証は今はないと思う。

4. 問題山積…「温泉自治事務」担う各都道府県と地域の弱点

かつて我が国の温泉行政は、「機関委任事務」としての適用だった。都道府県知事が法令により国から委任された法定受託事務であり、あくまでも温泉行政は国が行うべき事務事業であったのだ。しかし、平成11年(1999)の地方分権一括法により、今では温泉は「自治事務」となり、都道府県知事が地域の状況に合わせて事務処理ができるようになっていた。

今回の地熱発電関係の温泉資源の保護に関するガイドラインの作成にしても、私には温泉行政が自治事務であるが故に、国策としての地熱発電促進策を強引に押し進めるための一つの方策だとお

に組織的に関与しているように感じたのは私だけだろうか。恐らく、この1月にかけるパブリックコメントでも地熱関係者の組織的な関与があるに違いないと思う。温泉関係者達も負けずに大いにかん

肝心な今後の温泉源保護のための施策を何も策定せず、ただ漫然と無為な時を過ごすに違いないかも知れない。気が付けば、都道府県に届いたガイドラインが有効に作用せず、国立公園は無惨なすがたをさらし、温泉源は枯渇

もえるのだ。何故かという、温泉法第三条で「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」と規定されているので、それが自治事務であるがために、従来の国からの「通達」による指揮監督が不可能になって

環境省の役割と責務

平成11年温泉の自治は各都道府県知事へ…最後の砦は「地方」
全国の地熱発電所周辺の「過去からの源泉履歴調査」
現地調査、資料収集、データ分析と再検証、情報公開
地熱開発と温泉影響の実態把握するための法整備必要

いるのである。

地熱発電用でも新規の井孔の掘削は、温泉井の掘削に当たるので都道府県知事の許可を受けなければならない。そのため

地熱発電からの温泉源の保護の最後の砦は都道府県と地域になるわけだが、そこには審議会委員の選任をはじめ更に別の問題が山積しているのも事実である。その地域に山積する問題について、今ここで論じるスペース等の

余裕はない。が、仕上げ作業が進むガイドラインには、都道府県や温泉地が抱える問題点や弱点を鋭く突く記述が為されている箇所が幾つもあるのだ。それらの対処法も考

えなければならぬ。だから、これが我が国のために為さなければならぬ事務事業は数多い。これまで環境省・温泉

担当が最も怠ったことは、先に私が何度か指摘した

我が国では、地熱発電と温泉との関係が危惧され続けてきた。私がいう白派すなわち地熱開発側学者は「学術論文による

地の調査に乗り出した形跡は見当たらない。環境省・温泉担当発行の調査報告書が何一つ見当たらないことが、無策の事実を証明していると思う。そんな状態を放置せず、今からでも良いから地熱発電所周辺の温泉地の過去からの履歴調査を実施に移すべきである。その結果

温泉源の保護を担う環境省・温泉担当が作成する文書かと疑問を持ってしまふのだ。

5. 環境省…「全国の地熱発電所周辺の温泉調査」で真実把握を

さて次は、環境省・温泉担当の「無策の露呈」のことである。先に述べた自治体や温泉地に内在する問題点や弱点も、元

を正せば長年の環境省・温泉担当の無策の累積の

今回の地熱発電に関するガイドラインの作成作業にしても、傍目の私には環境省・温泉担当は何か一つ積極的な働きはしなかったように見える。もし環境省・温泉担当が、

この繰り返しの地熱発電の温泉への影響は無い」と主張する。その一方で地熱発電による周辺温泉地、例えば松川、大沼、八丁原周辺などでは温泉源の枯渇などの影響が報告されているという。地熱発電による温泉への影響問題は、今から40年以上も遡る地熱発電所開設当初から関心を引き、

記述がないので地熱発電の温泉への影響は無い」と主張する。その一方で地熱発電による周辺温泉地、例えば松川、大沼、八丁原周辺などでは温泉源の枯渇などの影響が報告されているという。地熱発電による温泉への影響問題は、今から40年以上も遡る地熱発電所開設当初から関心を引き、

頭在化した温泉地も出現したと記憶する。それでも環境省・温泉担当は現

6. ガイドライン案の矛盾「2年間の地熱開発の知見」とは？

5回の検討会を経て、昨年12月26日の温泉小委員会では配布されたガイドライン(案)には、調査についての不可思議な記述や、検討が不十分な箇所が確実に存在する(※注2)。「案」はパブリックコメントにかけられ、

まだ修正の余地は残され

ては、浴用・飲用への利用を目的とした温泉の掘削等の他、地熱発電の開発のための温泉の掘削等も対象として捉えているが、具体的な対応については、当時得られていた知見では、地熱発電の開発のための温泉の掘削等に言及することが困難であったため、これを除いた温泉の掘削等(括弧内・省略)を対象とした。」

と記し、さらに「2. 本ガイドラインのねらい」の項の3 ページ 17 行目以下の記述では、二つ目は、ンは、現時に基づき作成

環境省・「地熱発電編」ガイドライン策定に2年間…問われる知見

主管庁自ら全国の地熱発電所および地熱開発地域で
温泉影響の実態調査・立入調査・検証を行った資料や説明…皆無

るといふ点である。環境省では、引き続き、温泉資源に関する各種調査を実施し、また、都道府県の温泉行政担当者達の意見を伺いながら、ガスの第1回検討会の冒頭で調査資料を配布し、説明

を實施し、また、都道府県の温泉行政担当者達の意見を伺いながら、ガイドライン（平成21年版）とともに、少なくとも5年度ごとに総点検を實施するとともに、随時、その更新を行っていく予定である。」

と誠に不可思議な信じがたいことが記されている。傍聴席に座ってはつきり確認している。だから、今から2年程前は、「当時得られていた知見」でガイドラインに書かれた「2年間に得た知見」とは地熱発電の開発のためは何だったのか、大きな温泉の掘削等に言及する疑問が残るのである。

7. 公的調査報告書が正しいとは限らない……

ガイドライン（案）中

間に環境省・温泉担当は地熱開発のためにどんな調査をしたと云うのだろう。本当に温泉と地熱開

の記述を特徴づける幾つかのキーワード、例えば「掘削許可に係わる判断基準」とか「地熱構造毛

デル等のモデル」、「モ
ニタリング」、「シミュ
レーション」等の記述に
も誤りと思える説明や、
中央温泉研究所は本当に

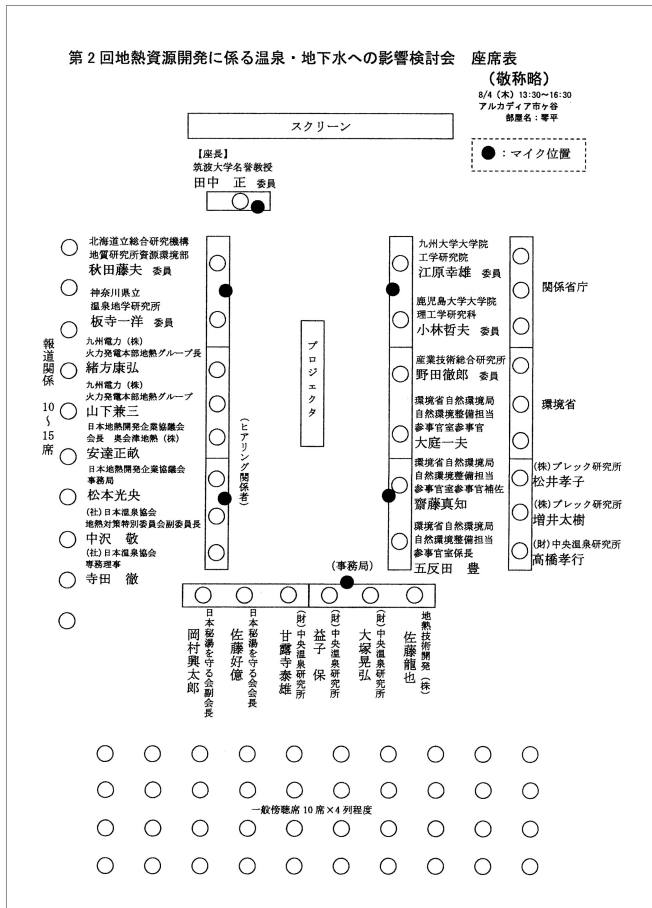


2011/08/04 13:16

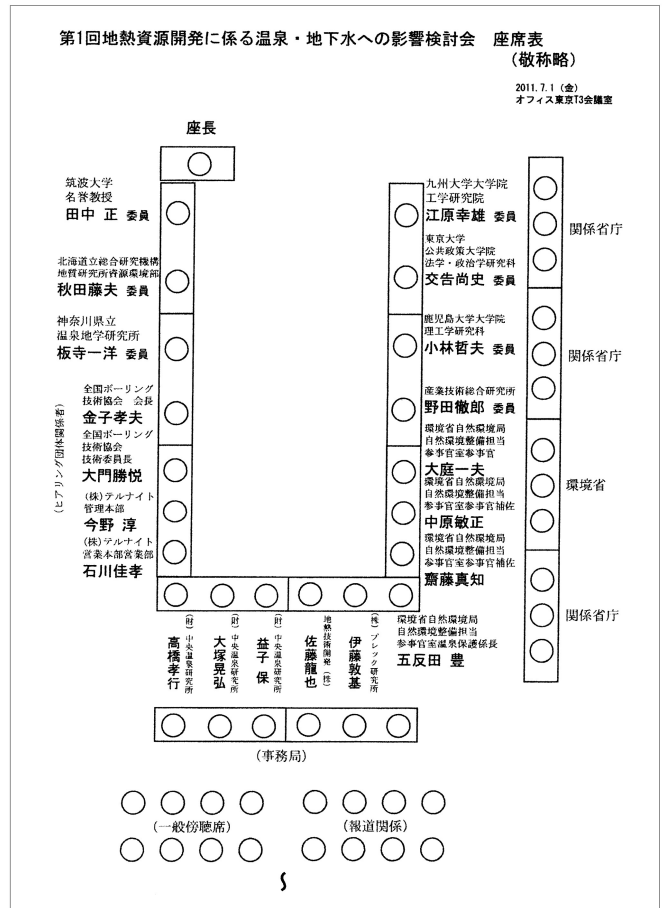


「第2回地熱資源開発に係る温泉・地下水影響検討会」(2011.8.4)の開始前の様子。この日は日本温泉協会と日本秘湯を守る会のヒアリングが行われ、佐藤会長と岡村副会長が陳述に臨んだ。(平野富雄先生提供)

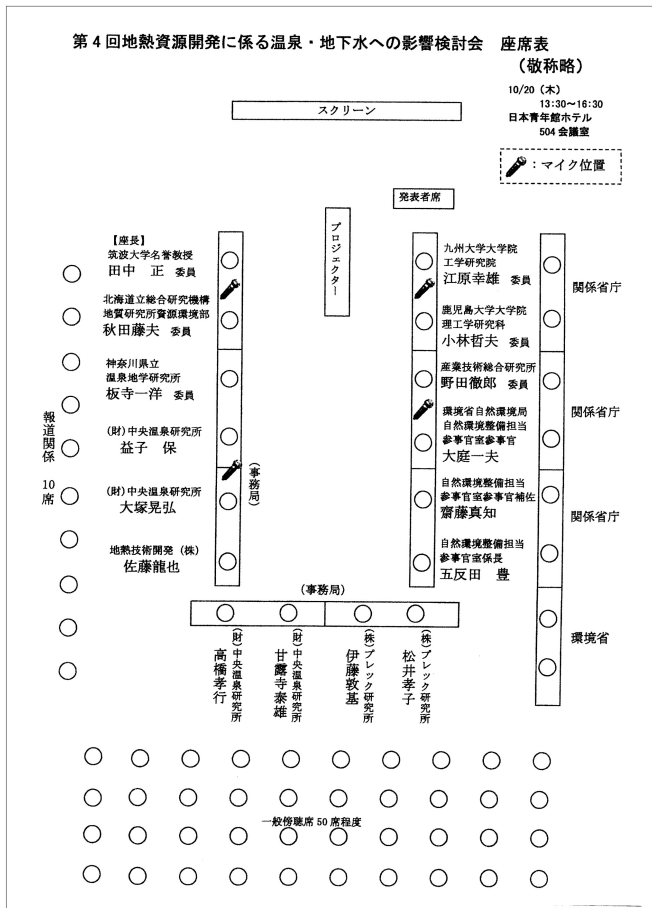
【平成23年8月4日開催】〔第2回〕地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会 出席者



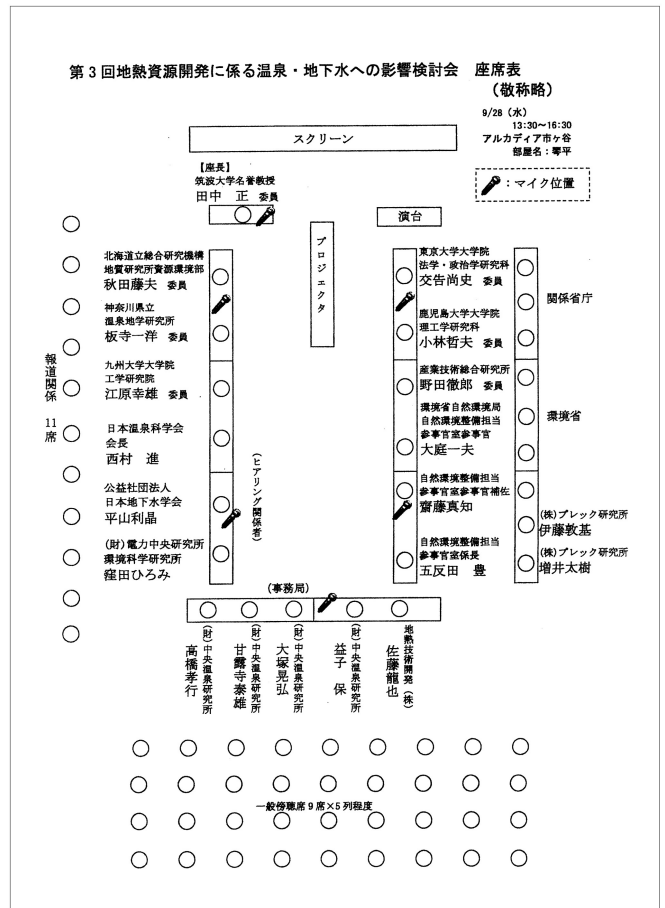
【平成23年7月1日開催】〔第1回〕地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会 出席者



【平成23年10月20日開催】〔第4回〕地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会 出席者



【平成23年9月28日開催】〔第3回〕地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会 出席者



各都道府県審査～本当に…公正かつ客観性が保てる 「第三者機関チェック」が保証され実施されるのか

～温泉資源保護ガイドライン運用の課題～ 「地熱掘削の申請書＝調査報告書」の検証と不正防止

適切なだったのか、あるいは選任された検討委員は真に適任だったのか、今がまさに我が国の温泉源の保護行政の分岐点だと思えばこそ、その点まで遡って追求してみたい気持ちになる(温泉影響の検討会及び温泉小委員会の委員など115～6面)。

研究機関などに委託した調査・研究報告書は、第三者機関の責任で検証作業を行う必要がある。(財)中央温泉研究所の調査報告書でも、意図的な不正や誤った記述がなされていることを私は温泉学会(2009年第11回群馬・みなかみ大会)で指摘したことがある。研究機関などの調査結果が総て正しいとは限らない。ガイドライン(案)では温泉井掘削の申請書類に数多い調査報告書類作成の必要性が規定されているが、それらの検証に関する記述はない。申請書類中の意図的な不正を見抜き、防ぐことができれば、温泉源の保護はますます困難になる。

8. 危惧されるガイドラインの「機能不全」
不許可基準の改訂

パブリックコメント前の現時点で、すでにガイドラインは機能しないのではないかと思われる記述が存在する。地熱発電のガイドラインは、都道府県等に対し掘削許可の判断基準の考え方を示すことだというのが、次に示した本文中の第三章「第三 地熱開発のための掘削許可に係わる判断基準の考え方」には確かな基準は書かれていないのである。

「なお、既存源泉への影響として湧出量の減少、温度の低下もしくは成分の変化等が考えられるが、これらは公益を害するおそれがある場合の例示であり、公益を害するおそれがある場合は、温泉源を保護し、その利用の適正化を図るといふ見地から特に掘削を制限する必要があると認められる場合をさすとの考え方は従来と同じである。したがって、地熱開発の掘削許可申請であっても、当該掘削が公益を害するか否かについて判断を行うこととなる。(11ページ半分から下の部分を抜粋)」

【平成23年12月26日開催】中央環境審議会 自然環境部 温泉小委員会 委員名簿

【平成23年11月24日開催】(第5回)地熱資源 開発に係る温泉・地下水への影響検討会 出席者

資料 1

中央環境審議会自然環境部温泉小委員会委員名簿

〇	石川 理夫	温泉評論家
〇	石村 隆生	(社)日本温泉協会常務副会長
〇	板寺 一洋	神奈川県温泉地学研究所主任研究員
〇	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授
〇	甘露寺泰雄	(財)中央温泉研究所常務理事
〇	桑野 和泉	(株)由布院玉の湯代表取締役社長
〇	交吉 尚史	国立大学法人 東京大学大学院公共政策学連携研究部教授
〇	佐藤 信幸	全国旅館生活衛生同業組合連合会会長
〇	佐藤友美子	(財)サントリー文化財団上席研究フェロー
〇	敷田 麻美	国立大学法人 北海道大学観光学高等研究センター教授
小委員長	下村 彰男	国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
〇	滝戸 守	静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課長
〇	田中 正	筑波大学名誉教授
〇	藤野 茂	日旅サービス(株)代表取締役社長
〇	前田 眞治	国際医療福祉大学大学院リハビリテーション学分野教

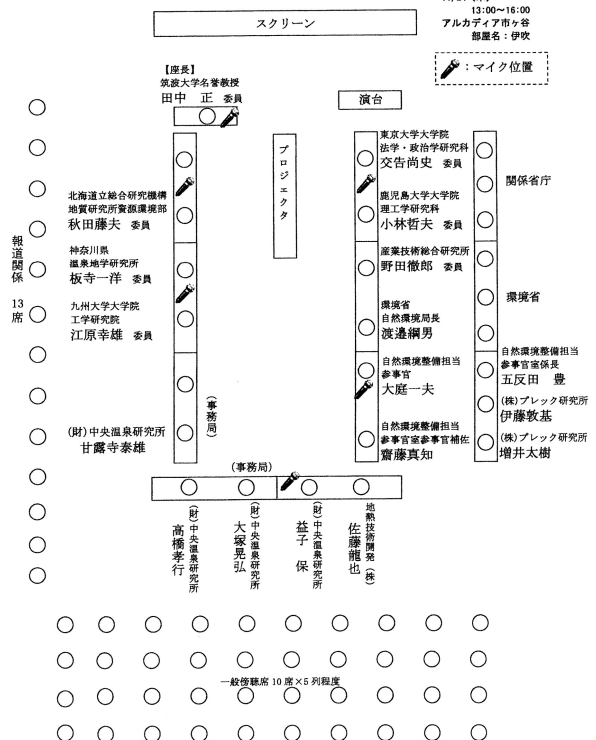
(五十音順、敬称略)

第5回地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会 座席表

(敬称略)

11/24(木)
13:00～16:00
アルカディア市ヶ谷
部屋名:伊吹

マイク位置



「この公益を害するおそれ。」は温泉法第四条によるが、すでに温泉法の改正で条文が変わっているのに、ガイドラインの記述には認識の誤りがあると思う。ちなみに、公益の有無については、『温泉必携』（日本温泉協会発行、※注3）に掲載された「質疑応答」欄の記述を引用して掲げたので参照して頂きたい（引用文参照Ⅱ下記）。ただし、この質疑応答は昭和26年（1951）に青森

害するおそれがある場合の例示」ではないのである。この区別は大変重要である。

参照して頂きたい（引用文参照Ⅱ下記）。ただし、この質疑応答は昭和26年（1951）に青森県衛生部長からの照会に対して当時の国立公園部長が回答したもので、平成14年の温泉法改正以前の古い温泉法の条文に準じたものである（平成14年・改正以前の温泉法第四条参照Ⅱ8面）。

9. 「温泉への影響」と「公益を害するおそれ」…曖昧な不許可基準

改正された温泉法で第四条の申請が不許可になるのは主に「当該申請に係わる掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」と「前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき」の二つである。温泉のゆう出量等への影響と公益を害するおそれとは明確に分けられている。

ガイドラインが要求している「掘削許可に係わ

平成14年に改正された新しい温泉法では、湧出量、温度、成分への影響は、公益とは分離されて書かれていて、ガイドラインの記述の「公益を

る判断基準」とは、一義的には湧出量、温度、成分への影響の度合い、則ち変化の分量が、何リットル、何度、何ミリグラムで許可・不許可の判断

ガイドライン案「掘削の不許可基準」誤り？

改正後は「公益を害するおそれ」
「湧出量、温度、成分への影響」の2つ

「湧出量、温度、成分の既存温泉への影響」
「不許可基準に・・・変化の分量の明示が全く無いまま」
「モニタリング実施を重要視する意義があるのか」

■『温泉必携』(改訂第9版・平成16年4月1日発行)

注記（昭和32年発行の温泉必携初版にすでに掲載されている）

第四条 関係

○「他源泉に影響を及ぼす」の意味

(問三四) 温泉法実施に伴う
疑義について

温泉法第四条即ち「都道府県知事は、温泉のゆう、出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があるとみとめるときの外は……」以下省略、温泉のゆう、出量云々に影響を及ぼしの「影響」には如何なる概念の規定をもつてすればよいか、特に左記の点に疑義がありますので至急御回答をお願い致します。

記

一、他温泉源のゆう出量に影響を及ぼし影響を及ぼされた箇所が、使用に耐えなくなった場合の該当

二、影響を及ぼされても、どうに

か使用に耐える場合の該当

三、影響を及ぼされてもさして困難を感じない場合の該当

四、極微量でも影響を及ぼした場合の該当

(26・2・1 青環第九一号
青森県衛生部長照会)

(答)

温泉法の目的は、同法第一条の規定によつても、明らかなように温泉を保護し、その利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することであるから、第四条の「影響」も当然この観点から考慮されなければならぬ。而して「温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響」を及ぼすか否かは総合的に判断されねばならないのであつて、ゆう出量のみをもつて該当するか、否かの基準とすべきでない。

御照会の事例のように他の要件を除外してゆう出量のみについて判断を下す場合、概ね左の如くであるが、充分右の点に御留意の上現況調査を行い、法の適用に遺憾なきを期せられたい。

一、該当する。

一、概ね該当する。

二、概ね該当しない。

四、該当しない。

(26・2・12 国管収第七二号
国立公園部長回答)

を」と言うことではないのか。ガイドライン(案)に書かれた判断基準は古くさく、しかも誤っていると思う。温泉の変化の分量の定めがないのに、どうしてモニタリングが重要なのか。源泉所有者やその利用者達に、モニタリングの必要性を理解して頂くためにも、変化の分量に関する明確な記述は絶対不可欠である。

10. 拙速な導入急加速 …温泉保護の若く温泉関係者の実行力?

「地熱構造モデル等のモデル」、「モニタリング」、「シミュレーション」等々、まだ私の考え方を書きたい事項は残っているが、今回はここまでにしておこう。「ガイドライン(地熱開発編)(案)」の作成作業がここまで進んだ現時点では、もはや単純な反対運動では十分な成果・効果を得ることは期待できないのではなからうか。環境省・温泉担当に任すとか、期待するとか、お願いする

■平成14年4月1日および平成19年11月30日の改正温泉法施行前後の 法第四条「許可の基準」の比較

平成14年の改正前

第四条「許可の基準」都道府県知事は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前条第一項の許可を与えなければならない。不許可の処分は、理由を附した書面をもってこれを行わなければならない。

平成14年の改正後

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

平成19年の改正後(東京・渋谷での可燃性天然ガスによる爆発事故後の法改正)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
- 3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを變更することができる。

とかでは、もはや地熱発電からの温泉源の保護の実現は望めないように思える。そんな状況で温泉関係者は為す術もなかった手をこまねいて、時の流れのままに過ごしているわけにはいかないだろう。

温泉を主管する環境省が駄目だとしたら、残るは温泉関係者が独自で環境省を出し抜くような手法を考え実行するしか方法はない。早急に独自のプランを立案し実行に移す時が来ているのである。その役目をどの団体が果たすのか? (平野富雄)

【補足】

※注1…平成21年3月31日に環境省が各都道府県に通知した「温泉資源の保護に関するガイドライン(平成21年度版)」。

温泉の掘削、増掘及び動力の装置の不許可に関する判断基準を示した。同版では、温泉保護のためには温泉への影響を示す源泉データの蓄積が欠かせないとし、温泉事業者自身による「自主的な温泉モニタリングの実施が必要」とする行政の基本指針を示した。

※注2…昨年12月26日開催の温泉小委員会で提示された同ガイドライン案は、以下のインターネッ

ト上で公開されている。

ト上で公開されている。

▼環境省トップページ
温泉/審議会等/中央環境審議会自然環境部会・温泉温泉小委員会(平成23年12月26日)同委員会第12回議事次第・資料△<http://www.env.go.jp/council/12nature/y123-12b.html>

※注3…『温泉必携』改訂第9版(平成16年発行)。現在、(社)日本温泉協会で最新版の制作を進めている。収録されている内容は、①温泉法関連法令および通知、法令解釈や運用に関する担当官庁への質疑応答、②温泉事業に伴う33の関係法令(自然公園法、鉱業法、河川法、森林法、旅館業法、水質汚染防止法など)、③その他、温泉利用基準、国民保養温泉地、温泉関係統計など、過去から現在にいたる温泉関係法令や運用、改正年次等について、この一冊で総覧できる。〈電話〉(社)日本温泉協会03-5941-8610

いよいよ「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)案」策定：最終段階にパブリックコメントで、弱者にある温泉事業者や消費者の立場から、国へ問題提起を!

○ガイドライン策定の推移

平野先生の今回のコラムにもあるように、昨年6月から、自然公園及び温泉を所管する環境省自然環境局が、2つの検討会を新設。民主党政府が主導する「地熱エネルギー開発の規制緩和」を早急に実現するべく、「地熱発電の掘削許可の判断基準の考え方」を各都道府県に示すガイドライン策定を平成23年度内(今年3月まで)に終えるよう審議を進めてきた。

「地熱発電事業に係る自然環境影響検討会」および「地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会」によって、それぞれ1回ペースのスピード審議が進められた。地熱開発者側や推進派の委

員が優勢を占める中で、度重なる修正を加えられ、昨年末にはガイドライン案の最終的内容がほぼまとめられた。

つづいて、昨年12月26日の環境省・中央環境審議会自然環境部会・温泉小委員会で、その同案内容について審議される予定だった。(当日、年末の多忙な中、(社)日本秘湯を守る会や(社)日本温泉協会、公益財団法人自然保護協会から数名が傍聴に駆けつけた。)しかし、委員出席が少なく、審議会の議決権の有効規定人数を満たさなかったため、懇談会という形でとり行われた。

数名の委員から、過去の温泉への影響を含め現場検証が不十分であり、地熱発電のデメリットがはっきり明記されていない面を問題視する意見が強く示された。同委員会の意見が最終的な策定に参考にされて、パブリックコメント公募の際の内容に反映される可能性も若干だが残されている。

○本物の温泉保全を日本文化継承の為に「意見提出」を

今回の地熱発電の掘削基準ガイドライン案の内容が、各都道府県へと既に意見聴取を行う名目で告知され早期化の本格実現の日が迫ってきている。

2月中には同案のパブリックコメントが一般公募される予定だが、その意見が今年度版の地熱掘削ガイドラインへ反映される望みは薄いだろう。しかし、次回の改訂見直し(通例5年毎)の際には、今回の意見が反映さ

もはや反対運動や他人任せでは…温泉源の保護は望めない

温泉関係者同志が組織力と知恵を結集し、有効なプラン立案し実行に移すべき～正念場

地熱推進派の圧倒的優位、制限基準なく～乱開発許す抜け穴も多く

曲げ掘り・6[※]斜坑掘り…可能となる隣接自治体開発 開発優勢に機能する…協議会・賠償問題・情報開示・ モニタリングなど～本当に温泉保護ができるのか

れる可能性もある。
検討会は、地熱推進派委員が多く開発データ等を掌握し、実質的には開発側に有利な抜け穴が多数見受けられる内容修正

が重ねられている模様だ。

それゆえに、秘湯会員

はもちろん、多くの真の

温泉保護や自然環境保全

を願う温泉関係者や消費

者の皆さんがこぞって、

なるべく多くの率直な要

望や提言、疑問点、改善

内容などを今回のパブリッ

クコメントで提出してい

ただきたい。温泉事業者

がきちんと現場発の声を

あげることが、温泉の明

日を守るうえで必ず役立

つものと推察されます。

個人でも組織でも意見

提出は可能です。インター

ネット利用ができる皆さ

ん、あらゆる力を結集し

日本の地下環境や温泉源

を百年後の子供たちのた

めに安全に守り遺すため

に、公募期間内にぜひ意

見投稿してください。

○ガイドライン案

注目ポイント

同案では、各都道府県

注目すべきポイントは、

①初期調査(試験井、観

測井、試験井などの)・

発電所建設段階(生産井、

還元井、観測井などの)

までの5段階毎の審議時

に、どのくらい正確で不

正のないわかりやすい全

開発データ(掘削の傾度・

位置・深度、最大採取量、

口径、掘削予定本数など)

が、しっかりと情報開示

され資料提出され審議さ

れるものとなるのか。

②温泉影響モニタリング

や自然影響モニタリング

が、広域(同じ温泉源お

よび影響関係にある温泉

源の地域)かつ長期(開発

前・開発中・開発後)で

実施され、なおかつその

データが公平な第三者

機関によって監視・チェッ

ク・検証される客観性と

検証が担保される体制が、

本当に確実に実施される

指針となっているのか。

【平成23年12月26日】中央環境審議会自然環境部温泉小委員会第12回

資料3「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(案)」P.29

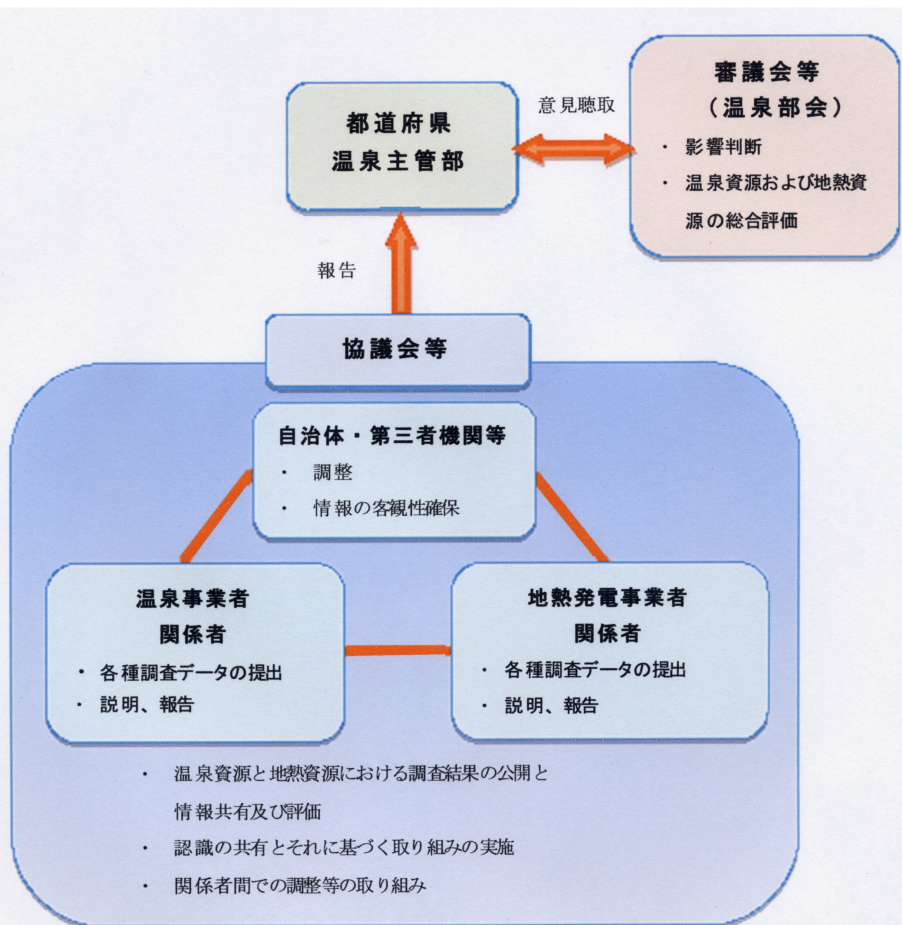


図6 協議会体制の構築例

でも発言していた。こうした科学技術不足の現状にありながら現時点の科学的データで影響が立証できないからといって、「真実、既存温泉への影響が全くない」と判断づけする指針内容で許されるのか(参

照11面チャート図)。むしろ科学知見不足のまま地熱開発だけに傾注し、開発に有利な導入を強行させる国策手法そのもの

に問題があるのではないかと。科学技術の成熟や集積を待って、温泉源や自然環境への影響のない地熱発電が可能になるまで慎重に待つこととはできないのか。⑤地熱開発者・行政(自治体)・住民・温泉事業者等からなる「協議会」設置は、掘削坑口地域の

地熱発電の採取量は温泉の何百倍～何千倍の膨大開発…上限規定もないままで…本当に温泉枯渇はないのか

みでなく地中の「曲げ掘り・斜坑掘り」開発地域を含めた自治体や住民・温泉事業者等を包括する「地中開発全域にわたる協議会設置および事前説明会が担保されるものか」。

⑥圧倒的に地熱開発側が優勢になると予想される「協議会」において、公平な第三者が影響監視を必ずチェックすること、かつ温泉源にどの程度の影響があった場合に、本

当に賠償交渉や地熱採取制限や停止措置ができるのか、明確な分量変化基準が明示されているか。

⑦国策および国費補助で地熱発電導入を行う以上、「公正な第三者機関」の設置費用や協議会の運営費用も「開発者負担」あるいは「国費負担」とする、ときちんと明記・確約されているか。また「協議会」や「建設後の追加掘削」など開発全般にわたって、客観性と公的責任がきちんと担保され、公的な基金、創設、基金からの出資、さらに国・各都道府県・各自治体の無限責任にお

いて：被害賠償がされるのか。→原発に準じた電源賠償規定や組織体制が義務づけられているか。⑧開発より事前に設置されるべき「協議会」で、地熱井の掘削前(調査井、還元井、試験井などの掘削を含める)に、補償問題などの「事前」協定内容をきちんと明文化するよう義務づけているか。

なと、特に気を付けてチェックしておかなければならない点だ。「地熱発電は第2の原発だ」という以上に、万一、地下破壊や環境汚染・温泉枯渇等が起こっても地域住民に対して公には賠償規定が全く無い点が深刻である。その結果、隠蔽体質で欺瞞の多い地熱開発側や推進派の無責任に因って：原発よりもひどい生活権や財産権・営業等の被害や損害を被ることになる。地熱開発調査以前にしっかりと明確な温泉保護の規定基準が約束されていないければ、今のままでいったん地熱発電建設や地熱井掘削されてしまえば、

○ガイドライン案 意見公募の入手方法

20年30年後：温泉や自然環境へ悪影響が起こった時、温泉関係者も地域住民も子々孫々にわたって大きな後悔と禍根をうむ事態になりかねない。

温泉法に係わる「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」のパブリックコメントの公募は、2月初旬にも実施される見通し。この会報が出る頃には発表になっているだろう。提出締切あり。インターネット

ト上で公募内容は公開される。▼環境省トップページ/パブリックコメント(https://www.env.go.jp/info/iken.html)。または、環境省トップページ/新着・更新情報(https://www.env.go.jp/new/s/index.php)。資料のダウンロード可能。

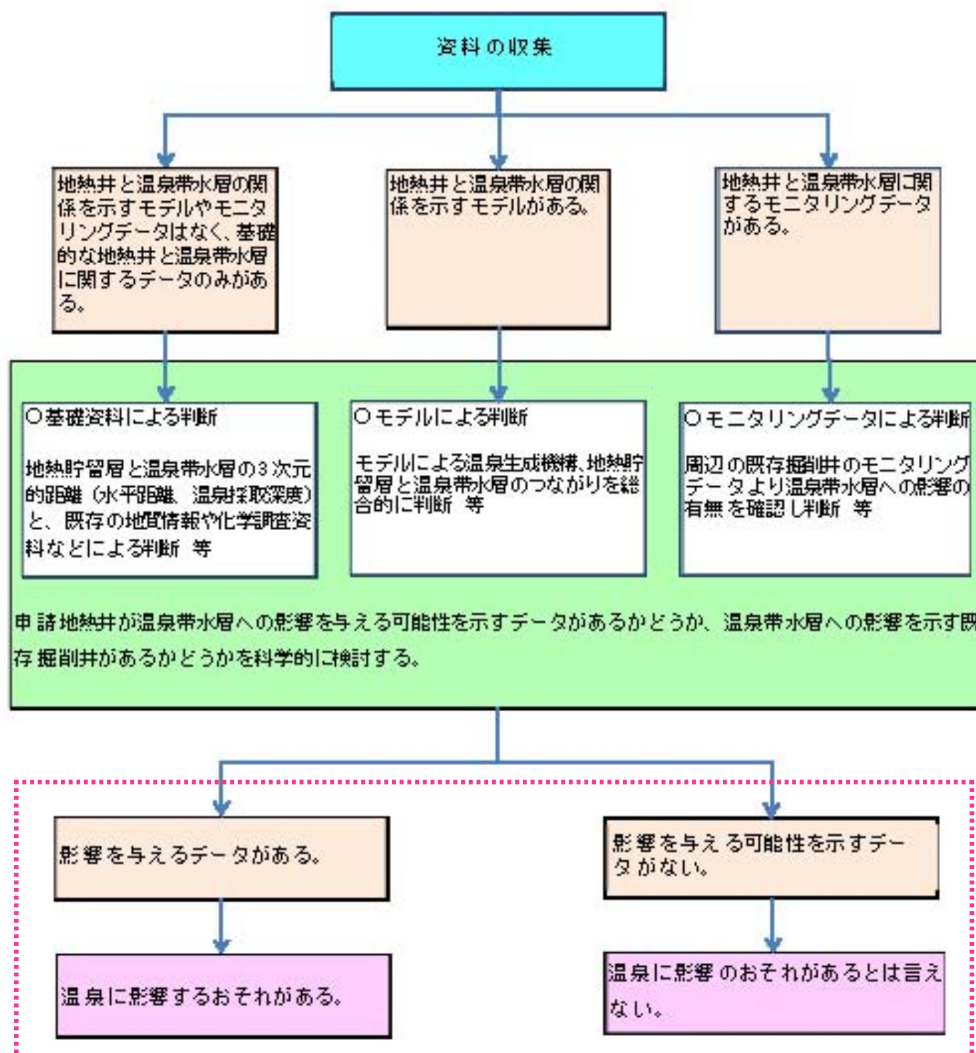


図5 掘削許可の判断に係る判断の進め方(例)

【平成23年12月26日】中央環境審議会自然環境部 温泉小委員会第12回、資料3「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(案)」P26

11月24日の環境省検討会のガイドライン案には記載されていなかった。同日以後に検討委員の意見により新たに取り入れられた判断基準(例)と思われる。

福島県温泉協会～福島県の地熱発電に関する研究会～(平成24年1月23日)講演資料
「地熱開発と環境・温泉の保護」佐藤好億(日本温泉協会副会長・地熱対策特別委員長)

要 望 事 項

- ①地元(行政や温泉事業者等)の合意が絶対条件
- ②客観性が担保された情報公開と
第三者機関の創設
- ③過剰採取(補充井)防止の規制
- ④長期にわたる環境モニタリングの徹底
(スケール除去剤や地震等、
還元井の環境への影響)
- ⑤被害を受けた温泉の回復作業の明文化(法律化)

(社)日本温泉協会・地熱問題に関する検討会(平成23年11月18日)でまとめられた同協会の要望事項。環境省検討会での要望は「同協会平成23年度上半期事業報告・資料1」に箇条書きで整理されているのでご参照下さい。

宿主としての地熱開発への対応

各利用源泉の 定期観測

- | | |
|--------|---------|
| ① 温度 | ⑤ 噴気状況 |
| ② 湧出量 | ⑥ 電気伝導率 |
| ③ pH | ⑦ 水位観測 |
| ④ 自噴状況 | |

*週1回もしくは月1回の日にしち及び時間を決め、定期的に観測資料を準備すること。
できれば年1度の温泉分析をすることが良い

平野先生のアドバイスもあり、日本秘湯を守る会の継続事業として、各宿の源泉の定期モニタリング結果を本部に月1回報告集約し、未来へ温泉を保全するため源泉データの記録保全に取り組みたいと考えています。